

周藤吉之著

中国土地制度史研究

中国の宋代以後が一つの新しい時代であることは日本の中国史家のひとしく認めるところである。即ち、政治権力の担い手についていうなら、南北朝・隋・唐を通じて門閥貴族であったのが、五代の戦乱の中にそれらは没落し、新たに地方の豪民が勢力をつちかい、宋朝政権が確立するや、それらは君主独裁機構に組み入れられて官僚階級となる。政治権力の担い手のこのような変化の下部構造として、唐から宋へかけての生産関係・社会関係の変化が当然問題となつてくる。

日本の中国史家はすべて唐・宋の間に時代区分の線を引く。しかし宋以後を何とみるかについては周知の如く二つの説がある。簡単に表わすなら「東洋的近世」対「封建主義への傾斜」である。この二つの説の根拠をついた学者は、前者は京都の内藤湖南先生、後者は東京の加藤繁先生であるといえるだろう。内藤先生の「中国近世史」をつぐものが

宮崎市定先生の「東洋的近世」であり、加藤先生の「支那経済史考証」をつぐものがこの周藤吉之先生の「中国土地制度史研究」である。内藤・加藤両先生の史観学風の相異がそつくりそのまま宮崎・周藤両先生の学史観風の相異であるように思われる。今まで両先生の研究は平行線を描き、互いに批判しあうことはなかつた。しかし宮崎先生は「宋代以後の土地所有形体」（東洋史研究十二の二—一九五二）において、「本論文の目的は私の歴史の体系を述べるにあつて、周藤教授の所説に反対するのが目的ではない」といいつつも周藤説を批判した。周藤先生はおそらくはこの宮崎先生の論文に対抗すべく、東京の同学のバックアップを得て、自分のそれまでの研究の主力を挙げて一書にまとめ、しかも宮崎先生の批判に対する反論を中心とする論文によつてこの論文集のしめくりとしたのである。

さて本書の内容についてであるが、ここに収められている序と十二篇の論文の題目を列記すると次のとおりである。（カッコの中は最初に発表された雑誌とその論文の書かれた年月日、カッコをつけてないものは本書に於

て始めて発表された論文である。）

一、中国土地制度史研究 序説

— 問題の所在 —

二、唐宋五代の荘園制

（東洋文化一二、二八・二・四）

三、宋代荘園の管理

— 特に幹人を中心として —

（東洋学報三二の四、二三・一〇・二八）

四、宋代の佃戸制

— 奴隸耕作との関係に於いて —

（歴史学研究一四三、二三・五）

五、宋金時代に於ける荘園と佃戸の一考察

— 特に長安附近について —

（東方学二、二五・一〇・二）

六、宋代荘園制の發達

（東洋文化研究所紀要四、二七・一〇・二四）

七、南宋に於ける屯田・官田官荘の経営

— 官田の荘園制發展として —

二八・八・二一

八、宋代官田の佃権売買

— 資陪又は酬佃交佃について —

（東方学七、二八・七・九）

九、五代に於ける均稅法

(和田清博士還曆記念東洋史論叢、二六・

一・八)

一〇、北宋に於ける方田均税法の施行過程

—特に王安石・蔡京の新法としての—

(日本学士院紀要一〇の二・三、二七・五

・二六)

一一、宋代の兩税負担

—特に毎畝の兩税額について—

二八・一〇・三一

一二、南宋末の公田法

(東洋學報三五の三・四・五、二七・一一

・二四)

一三、宋代の佃戸・佃僕・傭人制

—特に「宋代の佃戸制」の補正を中

心として—

二八・一一・三〇

この大著に含まれている十余の論文の各篇
について批判紹介することは私の身にあまる
ことであるし、また紙面の余裕もない。また
この中の多くはすでに發表され、批評もされ
ているだろうからここではとりあげない。た
だ最後の一篇のみをとりあげ、特に周藤・宮
崎兩説の相違を簡単にまとめてみよう。

宋代の佃戸・佃僕・傭人制

一、序説 略

二、佃戸の諸階層 略

三、佃戸の二重の小作關係

宮崎先生は「宋代以後の土地所有形体」に
おいて、「宋代は佃戸というものが次第に
分化して、種々の佃戸を發生した点に特長が
あると考へる。これを最もよく現わすのは、
佃戸の中に業主というものが出現した事実で
ある。業主はもとと田主と同じ意味である
が、南宋になつて業主という名は特別な意味
をもつて、地主と小作労働者との中間に立つ
經營者を指すことになる。……………(1)名義上
の地主と、(2)名義上は佃戸であるが実質上の
土地經營者と、(3)実質上の小作人と三種類の
人が同一の土地に利害をもつことになる。そ
こで(1)を田主、(2)を業主、(3)を種戸といふ風
に區別するのであつて、この名目は南宋末に
なつて一般化した用法であるが、恐らく北宋
時代から実質上存在したに違いない。……………
…この農村における業主なる中間階級は、商
業上における經紀、政治上における胥吏と共
に、中国近世の士大夫をして士大夫たらしめ
た三大支柱というべく、同時にまた中国近世
社会の特色をなすものである。」

これに対して周藤先生は「私は宋代
の莊園ではまだ唐宋五代以来宋代に互つて發
達してきた監莊・管莊・幹人らによる莊園管理
が支配的形態であり、宮崎教授の所謂業主制
即ち名義上の佃戸で土地を經營するものが、
宋代の「士大夫をして士大夫たらしめた」ほど
重要なものであつたとは考へないのである。
……………北宋末より南宋・元にいたるまで業
主は一般に土地の処分權をもつ土地所有者を
指しているようで、宮崎教授が、南宋末にな
つて名義上は佃戸であつて、土地經營者であ
るものを業主という用法が一般化したとされ
る論には私は疑問を抱くものである」と。そ
して二重の小作關係を、田主—業主—種戸と
する宮崎説を否定し、官—田主—種戸または
業主—佃主—種戸という關係であると主張す
る。

四、田税と私租との關係 略

五、地主と佃戸との從屬關係

ここにおいては周藤先生は、先の歴研の論
文に新資料をつけ加えると共に、宮崎先生の
批判に答へている。

まず佃戸の移転が自由でなかつたことにつ
いては「宋代に於いて佃戸の移転が不自由に

なつたのは、北宋の末頃であるか、或は尅によつては北宋の初期以来の慣習が改められな
いで残つていたものであつたやうで、南宋の
初期には各地に於いて多く佃戸の移転が不自
由になつていたやうである。そこで南宋では
これを改めて、佃戸の移転の自由を許そうと
したが、この慣習は容易にやめられなかつた
やうで、各地に於いてなおこの慣習は根強く
存在していたのである」と。

また地主と佃戸との法律上の地位について
も「北宋末より南宋末に至り地主と佃戸との
法律上の地位は益々不平等となり、地主と佃
戸との間には上下の分ないし主佃の名分が嚴
存するものとして、地主の佃戸に対する犯罪
は軽く、佃戸の地主に対する犯罪は重く罰せ
られた。……かように見てくると、宮崎
教授のように、『南宋になつて佃戸の身分的
拘束がなくなつた』といきれるかどうか問
題であるように思われる」といつている。

六、地主と佃僕・奴婢・雇傭人との關係

宮崎先生はこう批判する、「奴とか僕とか
いう文字が、いつも社会階級としての奴隸を
意味するか。例えば佃僕という時、中国人は
これを佃戸というのと、どれだけ意識的に区

別したであろうか。私は佃戸というのを、少
しく雅に書けば佃僕となるので、稍々輕蔑的
なニュアンスが入るけれども、この文字から
だけでは、普通の小作人佃戸と異うものだと
は云いきれないと思う。」

これに対し周藤先生は、宮崎教授は
佃戸と佃僕を同一視するについて少しの資料
をあげられているだけであつて、それらの資
料だけで佃戸と佃僕を同一なりと断定するこ
とは疑問の余地があるやうに思われる」と。
そして佃僕とは、佃戸の中でも一番低い地客
のような身分であり、そのある者は唐代の終
身奴の子孫であるとしてゐる。

七、結語 略

以上でこの大著のごく一部分の紹介を終る
が、この本を通読して、周藤先生の論文に特
徴的なことは、宋代の農村についての極めて
豊富な資料が紹介されていることである。先
生は恩師加藤博士をついで丹念に集めたおそ
らくは無数の資料カードを整理して、宋代の
土地制度の構想を埋めつつある。この研究な
くしては他の人の多くの論文は成立しなかつ
たであろう。たしかに地道な精力的な学风が
この書に満ちている。

一方このことを裏から言へば、この書に周
藤先生の抱懐する中国史の体系が明らかに示
されていないという不満がのべられよう。唐
末から南宋にかけての中国土地制度が中国史
において如何なる意義をもつかを、一章を設
けて述べて欲しかつた。先生の追求している
ものは歴史的な發展ではなくして靜的な状態
である。もちろん一時期のある状態の研究な
くして体系を論ずることは空中樓閣を描くこ
とになりやすいのであるが、そもそも農業社
会というものは宿命的に停滞性循環性をもつ
ものである。だから農村にのみ眼をむける限
り、中国に於てはおそらくはつい数年前まで
は古さが支配的だつたらう。農村についての
資料カードの數において支配的なものによつ
て歴史を書くならば、結局は停滞性を強調す
ることにはかならない。

ある時期において出現してくる新しいも
の、よしそれが支配的でないにせよ今までに
無かつたものであれば、それを發見し、その
生長に眼をつけてゆかねばならない。同じこ
とのくりかえしにすぎないように見える中国
農村にも、おそらくは商品關係の發展に影響
されて、新しい芽が萌す筈である。宮崎先生

は「地主と小作労働者との中間に立つ経営者」としての「業主」の出現に注目するのに反し、周藤先生はそれが支配的でない、と主張する。両方とも正しいであろう。結局は立場の相違というべきか。

批評というものはたかく無理解無責任になりがちである。私もこの弊に陥つてゐるかも知れない。それは私の無学のせいである。周藤先生に存在する問題はまた私自身の問題でもある。更に東洋史学全体の問題でもある。今後唐宋の時代を考える場合、この周藤先生の業績なしに考えられないことは確かである。より深く先生の業績を理解せねばならぬことを私は痛感している。

(七二六頁 一四〇〇円 東京大学出版会)

—勝 藤 猛—

竹内理三編

日本封建制成立の研究

戦後めざましい進展を示した中世史研究に、いささか沈滞の様相が見られる時、竹内理三氏をはじめとする七氏の研究論集が上梓された。斯学の泰斗として令名高い竹内氏は

さておき、他の六氏は、多く戦後の中世史研究の中で、自らの研究を推進され、現在学界の中堅として夫々のユニークな学風を謳われている。さればこの論集を繙くにあつて、中世史研究の最高水準をゆくものとしての期待を抱かぬ人はなからう。以下各研究の概要を紹介し、併せて所見の一端を述べよう。

巻頭竹内理三氏の「在庁官人の武士化」は旧稿「武士発生史上に於ける在庁と留守所の関係」史学雑誌四八、六に、在国司職の性格を明かにされる等の小訂を加えられたものであるが、一昔半を経た今、美酒の風味は失われていない。古代後期における不在国司の増加に伴ない、国衙に常在の官人は、在庁(官人)として国務の実際を行う様になる。一方国守は私吏(目代)を派遣し、目代を中心に留守所が構成され在庁を指揮する形式が一般化する。目代は国守の私吏であつて国守の交迭に伴なつて遷替する結果、実力を蓄積することは困難である。これに反して在庁は武官を兼帯し世襲化して武士となり、更に鎌倉御家人となるものもある。この様な場合、在庁は幕府に、目代は公家に所属する訳であるが、知行国制が進み等するにつれ、様々な形で目代と在庁

の分離対立が一般化すると述べておられる。中世における国衙についての研究は最近一般に不振であつて、この論稿あたりから考え直す必要がある。氏が目代及び留守所の機能の強さを国守との関係から三つの類型(大和・丹波・豊後讃岐)に分類された点等、分類の基準も正鶴を得たものと思われ、古代国家権力との関係において武士の成立を考える好箇の手掛りであろう。この類型を更に展開して各地の在庁の古代末—中世初期における動向を綜的に究明すれば、興味ある事実が明かになるのではなからうか。

次いで飯田久雄氏は「武門の棟梁と古代政権—京都に於ける場合—」において、平氏的全盛より鎌倉政権成立に至る過程における武門の棟梁(清盛・義仲・頼朝)に対する貴族層の理解乃至批判を述べておられる。外戚関係、官位、知行国、庄園等すべて古代国家機構に寄生していた平氏は、福原遷都後の慌しい社会情勢の展開の中で、畿内近国における軍事行政権、寺社本所領庄園の管理権を掌握することによつて軍閥政権を樹立しようとするが、旧勢力の反抗に逢つて孤立する。そして旧勢力によつて平氏打倒の為に、迎え入れ